## 社会福祉法人 旭川木の実会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川木の実会の理事、監事、評議員及び評議員選任・ 解任委員会委員(以下「選任委員」という。)の報酬等について定めるものである。

(定義)

- 第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
  - 2 この規程でいう役員等とは理事、監事、評議員及び選任委員をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬)

- 第3条 役員が理事会に出席したときは、無報酬とする。
  - 2 監事が監事監査を実施した場合は、1回10,000円の報酬を支払うことができる。報酬を支払う場合は、第4条に規定する費用弁償の対象とはしない。また監事に対する報酬の総額は140,000円を上限とする。
  - 3 評議員が評議員会に出席したときは、無報酬とする。
  - 4 選任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、1回3、000円の報酬を支払うことができる。この場合は当法人の職員(事務局員)である評議員選任・解任委員に対しては支払わない。

(費用弁償)

- 第4条 役員が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合,次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支払わない。
  - 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
  - 3 監事が同じ日に監事監査を行い理事会等に出席した場合は、第4条第1項に定め る費用弁償は支払わない。
  - (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	2,000円
------	--------

(2) 監事が、理事会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	2,000円
------	--------

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭川木の実会旅費規程 を適用することができる。

(改 正)

第6条 本規程の改廃は理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。